

緊急事態宣言発令に伴う定期券・回数券の取扱いについて

東京メトロでは、政府の緊急事態宣言発令を受け、以下の対象乗車券については、下記のとおり払戻し等の取扱いをいたします。また、新年度の通学定期券の購入についても記載しておりますので、併せてご確認をいただきますようお願いいたします。

この取扱期間は緊急事態措置の終了日の翌日から1年間ございます。

混雑防止にご理解・ご協力のほど、何卒よろしくをお願いいたします。

【対象となる乗車券】

- ① 2020年2月28日の臨時休校要請を受けて払戻しを希望する通学定期券（小学校、中学校、高等学校及びこれらに相当する特別支援学校等）
- ② 通勤定期券及び①以外の通学定期券
- ③ 回数券（普通回数券、時差回数券及び土・休日割引回数券）

【注意事項】

- ・①②の払戻しを希望されるお客様は、対象の定期券をご使用にならないようお願いいたします。当該定期券を使用した場合（定期区間外のチャージでの利用含む）は、その最終使用日をお申し出日といたします。
- ・通常の払戻し同様、手数料220円を頂きます。
- ・払戻額の計算方法や必要な証明書等については、東京メトロホームページでご確認ください。
 （定期券） <https://www.tokyometro.jp/ticket/types/pass/commuter/index.html>
 （回数券） <https://www.tokyometro.jp/ticket/types/coupon/index.html>

記

1 対象となる各乗車券の払戻し等の取扱いについて

- ① 2020年2月28日の臨時休校要請を受けて払戻しを希望する通学定期券（小学校、中学校、高等学校及びこれらに相当する特別支援学校等）の取扱い等（【フローチャートA】）

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、2020年2月28日に文部科学省より全国の教育委員会などに対し、全国の小学校・中学校・高等学校及び特別支援学校等を2020年3月2日から臨時休校するよう要請する通知が発出されました。このことに伴い、通学先の学校（小学校、中学校、高等学校及びこれらに相当する特別支援学校等）が休校となったことを事由に、お持ちの定期券を払戻す場合、実際のお申し出日にかかわらず、2020年2月28日（金）又はそれ以降の最終使用日をお申し出日として、期間を遡って払戻しいたします。

- ・2020年2月28日（金）が有効期間に含まれている場合に限ります。
- ・定期券の有効期間が1か月以上残っている場合、又は定期券の有効期間の開始日からお申し出日が7日以内である場合に限ります。

＜払戻し取扱箇所＞

東京メトロ定期券うりば（ただし、中野駅・西船橋駅定期券うりばを除きます。）

＜ご注意いただきたいこと＞

- ア 学校が休校になった時点で使用していた定期券をご持参ください。
- イ 学校等から特別の証明書を提出いただく必要はございません。なお、定期券払戻し時に必要な証明書等は東京メトロホームページをご確認ください。
- ウ 学校再開から同じ区間の通学定期券の購入を検討している場合は、新しい定期券購入時に本払戻しの取扱いをいたします。東京メトロ定期券うりばへお申し出ください。
- エ 通常の払戻し同様、手数料220円を頂きます。

オ 2020年2月29日（土）以降に定期券（定期区間外のチャージでの利用含む）を使用した場合、その最終使用日をお申し出日として払戻しいたします。お申し出日が変わることによって払戻額が少なくなる、又は払戻額がなくなることがありますので、払戻しが済むまで使用しないようお願いいたします。

払戻しのために東京メトロ線にご乗車いただく場合は、対象の定期券を使用せず、あらかじめ乗車駅の係員にお申し出ください。

② 通勤定期券及び①以外の通学定期券の取扱い等（【フローチャートB】）

緊急事態宣言を事由に、通勤定期券及び大学生等の通学定期券を払戻す場合、実際のお申し出日にかかわらず、お申し出日を遡って払戻しいたします。

・2020年4月7日（火）以前に有効開始となる定期券の場合、2020年4月7日（火）をお申し出日といたします。ただし、2020年4月8日（水）以降に使用した場合、最後に使用した日をお申し出日といたします。

・2020年4月8日（水）以降に有効開始となる定期券の場合、最後に使用した日をお申し出日といたします。なお、未使用の場合、当該定期券の有効開始日の前日をお申し出日といたします。

・定期券の有効期間が1か月以上残っている場合、又は定期券の有効期間の開始日からお申し出日が7日以内である場合に限ります。

<払戻し取扱箇所>

東京メトロ定期券うりば（ただし、中野駅・西船橋駅定期券うりばを除きます。）

<ご注意いただきたいこと>

ア 緊急事態宣言が発令された時点で購入していた定期券をご持参ください。

イ 企業・学校等から特別の証明書を提出いただく必要はございません。

定期券払戻し時に必要な証明書等は東京メトロホームページをご確認ください。

ウ 学校再開から同じ区間の通学定期券の購入を検討している場合は、新しい定期券購入時に本払戻しの取扱いをいたします。東京メトロ定期券うりばへお申し出ください。

エ 通常の払戻し同様、手数料220円を頂きます。

オ 2020年4月8日（水）以降に定期券（定期区間外のチャージでの利用含む）を使用した場合、その最終使用日をお申し出日として払戻しいたします。お申し出日が変わることによって払戻額が少なくなる、又は払戻額がなくなることがありますので、払戻しが済むまで使用しないようお願いいたします。

払戻しのために東京メトロ線にご乗車いただく場合は、対象の定期券を使用せず、あらかじめ乗車駅の係員にお申し出ください。

③ 回数券（普通回数券、時差及回数券び土・休日割引回数券）の取扱い等

緊急事態宣言を事由に、回数券（普通回数券・時差回数券及び土・休日割引回数券）を払戻す場合、実際のお申し出日にかかわらず、お申し出日を遡って払戻しいたします。

・2020年4月7日（火）以降を有効期間に含む回数券の場合、有効期間が満了していても有効期間内にお申し出されたものとして払戻しいたします。

・使用した回数券枚数分の普通旅客運賃及び手数料を差し引いた額をお返しいたします。

<払戻し取扱箇所>

東京メトロ各駅

（ただし、日比谷線北千住駅、中目黒駅、中野駅、西船橋駅、代々木上原駅、和光市駅、半蔵門線・副都心線渋谷駅、目黒駅を除きます。）

<ご注意いただきたいこと>

通常の払戻し同様、手数料220円を頂きます。

2 対象となる各乗車券の払戻し対応期間について

払戻し可能期間は緊急事態措置終了日の翌日から1年間ございます。また、払戻し対応期間内であれば払戻額に変わりありません。緊急事態措置の終了直後は、定期券うりばが混雑することが予想されますので、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、余裕をもって混雑を避けた払戻しをご検討いただきますようお願い申し上げます。

例) 2020年5月6日（水）に緊急事態措置が終了した場合
2021年5月6日（木）まで払戻しの対応をいたします。

3 新年度の通学定期券の購入について

(1) 対象のお客様

- ア 臨時休校等の理由により、在学確認ができる通学証明書等の有効期間延長の事務手続きが完了していないお客様
- イ 臨時休校決定の理由により、旧通学定期券を払戻ししてしまっているお客様
(大学、専門学校等に通学のお客様も本取扱いの対象となります。)

(2) 発売方法

通学証明書等の有効期間が満了している場合であっても、有効期間を延長しているものとみなして、新年度から有効な通学定期券を発売いたします。
また、通学証明書等に貼付する写真については、当面の間、省略を可能といたします。

(3) 発売箇所

東京メトロ全駅の多機能券売機^(※)及び定期券うりば

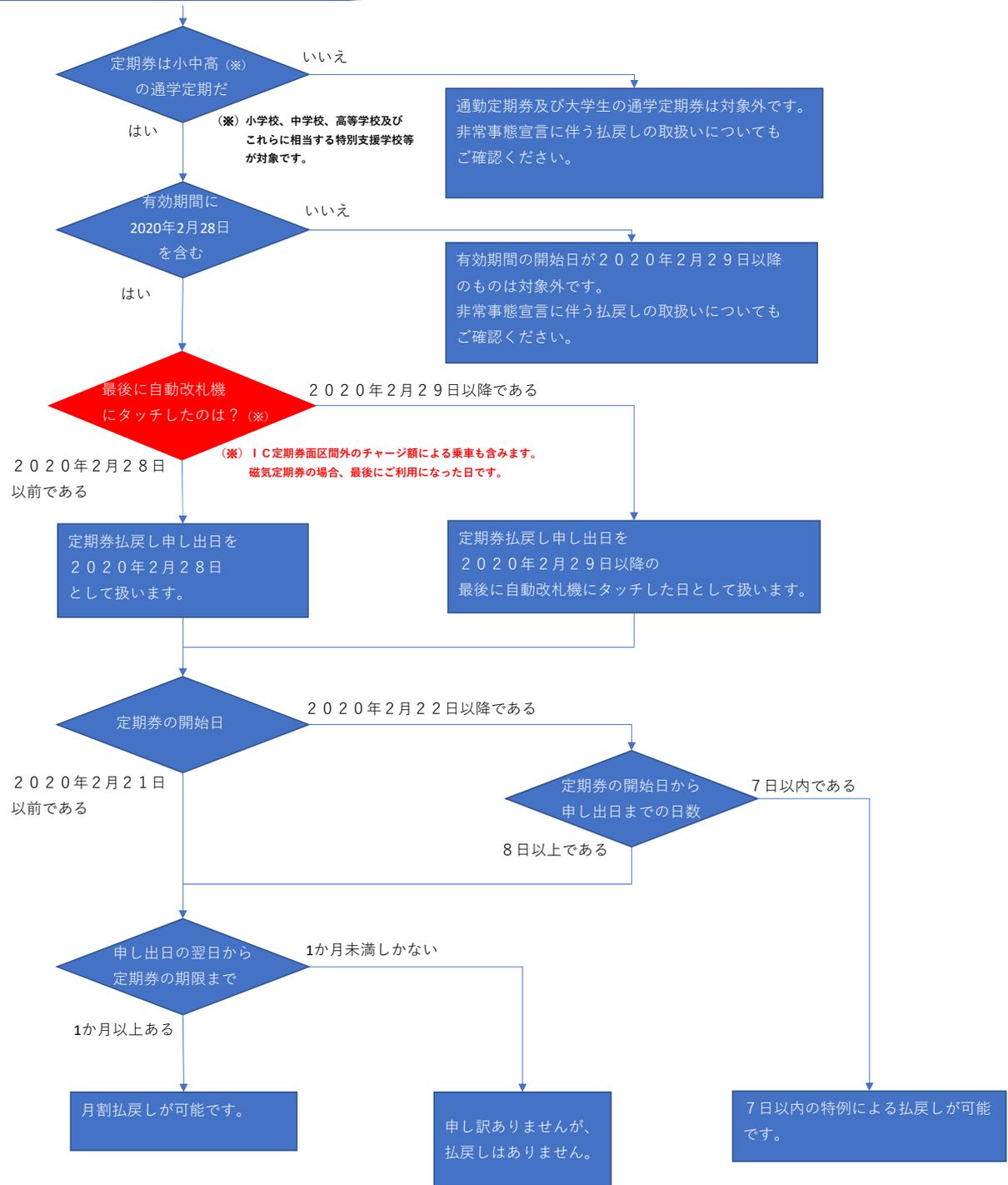
※ 日比谷線北千住駅、中目黒駅、中野駅、西船橋駅、代々木上原駅、和光市駅、半蔵門線・副都心線渋谷駅、目黒駅を除く各駅。

(4) ご注意いただきたいこと

- ア 既に旧通学定期券を払戻ししてしまっている場合は、定期券WEB予約サービスをご活用いただく等、混雑を避けてご購入くださいますようお願いいたします。
- イ 小児の通学定期券は、本取扱いの対象外となります。

以 上

休校措置に伴う払戻しに関する判定フローチャート
【フローチャートA】



非常事態宣言に伴う払戻しに関する判定フローチャート
【フローチャートB】

